

大阪市規則第23号

大阪市西成区役所事務分掌規則の一部を改正する規則

大阪市西成区役所事務分掌規則（平成24年大阪市規則第162号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）の改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものを加える。

改正後	改正前
<p>(事務分掌)</p> <p>第3条 西成区役所の事務分掌は、次のとおりとする。</p> <p> 総務課</p> <p> 〔(1)～(3) 略〕</p> <p> 〔削る〕</p> <p> <u>(4) 市民の各種相談その他広聴に関する</u> <u>こと</u></p> <p> <u>(5)～(9) 〔略〕</u></p> <p> 総合企画課</p> <p> (1) 区行政に係る事項の調査及び企画に関する<u>こと</u></p> <p> <u>(2) 広報に関する</u><u>こと</u></p> <p> <u>(3) 〔略〕</u></p> <p> 〔略〕</p>	<p>(事務分掌)</p> <p>第3条 〔同左〕</p> <p> 総務課</p> <p> 〔(1)～(3) 同左〕</p> <p> <u>(4) 区行政に係る事項の調査及び企画に</u> <u>関すること。ただし、他の課の所管に属す</u> <u>るものを除く。</u></p> <p> <u>(5) 広報及び市民の各種相談その他広聴に</u> <u>関すること</u></p> <p> <u>(6)～(10) 〔同左〕</u></p> <p> 総合企画課</p> <p> (1) 区行政に係る事項の調査及び企画に関する<u>こと</u>（<u>区長が定めるものに限る。</u>）</p> <p> 〔新設〕</p> <p> <u>(2) 〔同左〕</u></p> <p> 〔同左〕</p>
<p>備考 表中の〔 〕の記載及び対象規定の二重傍線を付した表記部分を除く全体に付した傍線は注記である。</p>	

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。